広島市報

調達号外第５２６号
平成３０年２月２３日
発　行　所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目　　次

落　札　等

○落札者等の公告（広島市市民課等証明専用ファクシミリ賃貸借ほか５件）について……1

資　　格

○平成３０年度における，広島市及び広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札参加者の資格……1

○平成３０年度における，広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務，測量業務，土木関係建設コンサルタント業務，建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る競争入札参加者の資格……4

落　札　等

落札者等の公告

平成３０年２月２３日

次のとおり落札者等について公告します。

広島市長　松　井　一　實

［掲載順序］
①契約担当部局の名称及び所在地　②調達件名及び数量　③調達方法　④契約方式　⑤落札決定日（随意契約の場合は契約日）　⑥落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所　⑦落札価格（随意契約の場合は契約価格）　⑧入札公告日　⑨随意契約の場合はその理由　⑩指名業者名（指名競争入札の場合）　⑪落札方式　⑫予定価格（予定価格を落札決定後に公表する場合）　⑬調査基準価格（調査基準価格を落札決定後に公表する場合）

○　①広島市企画総務局総務課（広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号）　②広島市市民課等証明専用ファクシミリ賃貸借　③購入等　④一般　⑤３０．１．１０　⑥富士通リース㈱中国支店（広島市中区紙屋町一丁目２番２２号　⑦７８，９８４，７２０円　⑧２９．１１．１７　⑪最低価格

○　①広島市こども未来局保育企画課（広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号）　②広島市わかくさ保育園ほか５施設で使用する電気　予定使用電力量　１，３８６，９６０ｋＷｈ（３年間）　③購入等　④一般　⑤３０．１．２４　⑥関西電力㈱（大阪市北区中之島三丁目６番１６号）　⑦２３，２３１，６８２円　⑧２９．１２．１３　⑪最低価格

○　①広島市環境局施設部南工場（広島市南区東雲三丁目７番１号）　②広島市南工場で使用する電気　予定使用電力量　５３７，５７３ｋＷｈ（３年間）　③購入等　④一般　⑤３０．１．２４　⑥㈱イーセル広島支店（広島市西区井口五丁目６番４号）　⑦１７，２８７，０８３円　⑧２９．１２．１３　⑪最低価格

○　①広島市環境局施設部安佐北工場（広島市安佐北区可部町大字中島１４６０番地の１）　②広島市安佐北工場で使用する電気　予定使用電力量　２，２６０，０００ｋＷｈ（１年間）　③購入等　④一般　⑤３０．１．２４　⑥㈱Ｆ－Ｐｏｗｅｒ（東京都港区六本木一丁目８番７号）　⑦３０，５３６，８０３円　⑧２９．１２．１３　⑪最低価格

○　①広島市経済観光局競輪事務局（広島市南区宇品海岸三丁目６番４０号）　②広島競輪場で使用する電気　予定電力使用量　５，０１０，０００ｋＷｈ（３年間）　③購入等　④一般　⑤３０．１．２４　⑥関西電力㈱（大阪市北区中之島三丁目６番１６号）　⑦７６，２７８，８１７円　⑧２９．１２．１３　⑪最低価格

○　①広島市教育委員会事務局総務部施設課（広島市中区国泰寺町一丁目４番２１号）　②広島市立小・中学校（４９施設）で使用する電気　予定使用電力量　２３，４８２，７１６ｋＷｈ（３年間）　③購入等　④一般　⑤３０．１．２４　⑥中国電力㈱（広島市中区小町４番３３号）　⑦３６３，３７３，７６１円　⑧２９．１２．１３　⑪最低価格

資　　格

競争入札参加者の資格に関する公告

平成３０年２月２３日

平成３０年度において，広島市及び広島市水道局が発注する別表の発注工事分類表に掲げる建設工事（以下「工種」という。）のうち，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しよう

とする者に必要な資格及びその審査の申請手続等は，次のとおりです。

広　島　市　長　松　井　一　實
広島市水道事業管理者　野津山　　宏

１　競争入札に参加しようとする者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

⑵　広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し，次のいずれかに該当すると認められた後３年（広島市長又は広島市水道事業管理者が３年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては，その期間）を経過していない者又はその者を代理人，支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア　契約の履行に当たり，故意に工事，製造その他の役務を粗雑に行い，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて，その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により，契約の後に代価の額を確定する場合において，当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　アからカまでのいずれかに該当すると認められた後３年（広島市長又は広島市水道事業管理者が３年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては，その期間）を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人，支配人その他の使用人として使用した者

⑶　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定に基づく建設業の許可を受けている者であること。

⑷　競争入札に参加しようとする工種に対応する建設業に関し，競争入札の参加資格審査申請（入力）を行う日の１年７か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項の規定により，建設業者の経営に関し，統一的に一定の基準に従って行われる審査をいう。以下同じ。）（経営事項審査申請日の直前の事業年度の終了日を審査基準日とするものに限る。）を受け，かつ，当該経営事項審査（申請（入力）を行う日の１年７か月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査を２回以上受けている場合にあっては，申請（入力）を行う日直近において受けた経営事項審査）に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に年間平均完成工事高及び総合評定値の記載がある者であること。

なお，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を受けている者にあっては，次のアからエまでに掲げる日を審査基準日とする経営事項審査に限る。

ア　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者にあっては，更生手続開始の決定の日以後の事業年度の終了日

イ　会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けた者にあっては，更生計画認可の決定の日以後の事業年度の終了日

ウ　民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者にあっては，再生手続開始の決定の日以後の日

エ　民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者にあっては，再生計画認可の決定の日の直前の事業年度の終了日又は再生計画認可の決定の日以後の日

⑸　広島市建設工事競争入札取扱要綱（平成８年７月１日施行。以下「要綱」という。）第１１条第１項（同項第３号から第５号までに係る部分に限る。）又は同条第２項若しくは第３項若しくは第１１条の３第１項（それぞれ要綱第１１条第１項（同項第３号から第５号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ，又はその例によることとされる場合を含む。）により，広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができる資格その他これに類する資格を取り消された者にあっては，当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

⑹　要綱第１１条の４第１項又は第２項（それぞれ要綱第１１条第１項（同項第３号から第５号までに係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ，又はその例によることとされる場合を含む。）により，広島市又は広島市水道局が発注する建設工事に係る競争入札に参加することができないとされた者にあっては，当該競争入札に参加できないとされている期間を経過していること。

⑺　資格審査の申請（入力）の時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

⑻　資格審査の申請（入力）の時に健康保険法（大正１１年法律第７０号）若しくは厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）の適用事業所又は雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の適用事業の事業主にあっては，健康保険法，厚生年金保険法又は雇用保険法の規定による届出をし，かつ，各保険料の滞納がない者であること。

⑼　広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成１６年１２月１日施行）第４条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

２　資格審査の申請手続

⑴　申請方法

資格審査の申請者は，インターネットを利用して広島市ホームページ（http://www.city.hiroshima.lg.jp/）の「電子入札・登録」から「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスし，「業者登録受付システム」により，申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し，送信した後，別記に掲げる書類１部を持参により提出すること。

⑵　申請期間，入力時間及び提出時間

ア　申請期間　公告の日から平成３１年３月３１日まで随時受け付ける。ただし，閉庁日を除く。

イ　入力時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

ウ　提出時間　午後１時から午後５時まで

なお，随時審査であるため，入札に間に合わないことがある。

⑶　提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎１５階）

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

ア　申請書類は，日本語で作成すること。なお，その他の書類で外国語で記載のものは，日本語訳文を付記し，又は添付すること。

イ　申請書類の金額表示は，出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し，記載すること。

ウ　申請書類に記名押印の必要がある場合においては，外国人にあっては署名をもってこれに代えることができる。

⑸　申請書提出後に更生手続開始決定者若しくは更生計画認可決定者，再生手続開始決定者若しくは再生計画認可決定者又は国土交通大臣が認定した企業集団に属する者となった場合の手続

申請書を提出後，資格の認定までに，会社更生法に基づく更生手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合，民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場合又は建設業法第２７条の２３第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成２０年国土交通省告示第８５号）附則４及び附則６の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する者となった場合は，要綱第４条第２項の規定に基づき，随時の審査を行う。

３　資格審査及び結果の通知

前記１に掲げる資格要件に適合しているかどうかについて，前記２の申請手続により提出された書類により審査する。

この結果は，登録のあったＥ－ｍａｉｌアドレス宛てに電子メールを送付することによって通知する。

また，前記１に掲げる資格要件に適合すると認められる者で，かつ，等級による格付を行う工種（土木一式工事，建築一式工事，電気工事，管工事及び舗装工事）の資格審査を申請している者については，次に掲げる各評価事項の点数を合計した総合数値に基づき当該工種ごとに等級を区分する。

⑴　経営事項審査評価事項

経営事項審査に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書中申請している工種に対応する総合評定値（Ｐ）

⑵　広島市評価事項

ア　本市が発注した建設工事の前２か年の完成工事平均成績

イ　本市の指名停止等の状況

ウ　一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における学習単位数（土木施工管理ＣＰＤＳ学習単位数）又は建築ＣＰＤ運営会議の建築士若しくは建築設備士の建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度における認定時間数（広島市内の建設業法上の主たる営業所又は営業所，事業所等に所属する有資格技術者に係るものに限る。）

エ　まちの美化活動の取組状況

オ　花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組状況

カ　子育て支援の取組状況

キ　女性活躍推進の取組状況

ク　男女共同参画の取組状況

ケ　若者の就業支援の取組状況

コ　青少年の雇用の促進等の取組状況

サ　「女性と若者が輝く企業」の認定状況

シ　失業者に関する雇用の取組状況

ス　障害者に関する雇用の取組状況

セ　刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組状況

ソ　災害時の地域貢献の状況

タ　消防団協力事業所の支援の状況

チ　エコアクション２１又はＩＳＯ１４００５の認証・登録の状況

４　資格の有効期間及び更新手続

⑴　有効期間

資格認定日の翌日から次の定期の資格確認申請の受付に係る競争入札参加資格の認定の日までとする。

⑵　更新手続

前記⑴の有効期間の更新を希望する者は，次の定期の資格確認申請の受付に係る資格審査の公告に基づき申請書類を提出すること。

別記

建設工事競争入札参加資格審査申請書類一覧表

１　入札参加資格審査申請書（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。）

２　使用印鑑届（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）

３　委任関係がある場合にあっては，委任状（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）

４　新規申請，振替口座の変更等の場合にあっては，口座振替依頼書（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）

５　法人にあっては法人登記の履歴事項全部証明書，個人にあっては身分証明書及び誓約書

６　印鑑登録証明書

７　広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

８　本市の区域内に事業所等がなく，広島市への納税義務がない場合にあっては，申立書（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）

９　納付すべき健康保険料，厚生年金保険料及び雇用保険料に滞納がないことの証明（健康保険法の適用事業所ではない事

業所で，健康保険に加入していない事業所にあっては，その旨の申立書）

10　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請（入力）を行う日において経営事項審査の審査基準日から１年７か月を経過していないもの）

11　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書

12　営業所一覧表

13　本市の区域内に所在する営業所等の長が入札契約権限を有する場合にあっては，営業所等調書兼実態調査同意書

14　８２円分の切手（建設工事に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）

15　管工事に係る申請者で浄化槽工事の施工を希望する場合にあっては，浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第３３条第３項の規定に基づく特例浄化槽工事業者の届出受理通知書の写し

16　解体工事に係る申請者で「解体工事業」の建設業の許可を受けておらず，かつ「とび・土工・コンクリート工事業」の建設業の許可を受けている者にあっては，解体工事に係る請負契約のうち請負代金額ベース上位３位までの案件調書

17　一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における学習単位数（土木施工管理ＣＰＤＳ学習単位数）又は建築ＣＰＤ運営会議の建築士若しくは建築設備士の建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度における認定時間数を証する書面の写し（本市の区域内に所在する建設業法上の主たる営業所又は営業所，事業所等に所属する有資格技術者に係るものに限る。）（該当者のみ）

18　まちの美化活動の取組実績に関する書類（該当者のみ）

19　花と緑にあふれる美しいまちづくりの取組実績に関する書類（該当者のみ）

20　子育て支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）

21　女性活躍推進の取組に関する書類（該当者のみ）

22　男女共同参画の取組実績に関する書類（該当者のみ）

23　若者の就業支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）

24　青少年の雇用の促進等の取組に関する書類（該当者のみ）

25　「女性と若者が輝く企業」の認定証の写し（該当者のみ）

26　失業者に関する雇用の取組実績に関する書類（該当者のみ）

27　障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用状況調書（該当者のみ）

28　刑務所出所者等又は暴力団離脱者の雇用・支援の取組実績に関する書類（該当者のみ）

29　広島市災害協力事業者登録申込書の写し又は広島市災害応急対策に係る協力事業者登録証明の写し（該当者のみ）

30　消防団協力事業所に係る表示証交付認定書の写し（該当者のみ）

31　エコアクション２１の認証・登録証の写し又はＩＳＯ１４００５の合格証等の写し（該当者のみ）

別表

広島市発注工事分類表

建設業の許可を受けなければならない建設業の種類	建設工事の種類
土木工事業	土木一式工事
建築工事業	建築一式工事
大工工事業	大工工事
左官工事業	左官工事
とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事
石工事業	石工事
屋根工事業	屋根工事
電気工事業	電気工事
管工事業	管工事
タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事業	鋼構造物工事
鉄筋工事業	鉄筋工事
舗装工事業	舗装工事
しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
板金工事業	板金工事
ガラス工事業	ガラス工事
塗装工事業	塗装工事
防水工事業	防水工事
内装仕上工事業	内装仕上工事
機械器具設置工事業	機械器具設置工事
熱絶縁工事業	熱絶縁工事
電気通信工事業	電気通信工事
造園工事業	造園工事
さく井工事業	さく井工事
建具工事業	建具工事
水道施設工事業	水道施設工事
消防施設工事業	消防施設工事
清掃施設工事業	清掃施設工事
解体工事業	解体工事

競争入札参加者の資格に関する公告

平成３０年２月２３日

平成３０年度において，広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務，測量業務，土木関係建設コンサルタント業務，建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）のうち，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等は，次のとおりです。

広　島　市　長　松井一實
広島市水道事業管理者　野津山　宏

1　競争入札に参加しようとする者に必要な資格

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

⑵　広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し，次のいずれかに該当すると認められた後３年（広島市長又は広島市水道事業管理者が３年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては，その期間）を経過していない者又はその者を代理人，支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア　契約の履行に当たり，故意に工事，製造その他の役務を粗雑に行い，又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて，その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し，若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により，契約の後に代価の額を確定する場合において，当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ　アからカまでのいずれかに該当すると認められた後３年（広島市長又は広島市水道事業管理者が３年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては，その期間）を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人，支配人その他の使用人として使用した者

⑶　営業に関し法令上必要とする登録を受けている者であること。

⑷　広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成１８年６月１日施行。以下「要綱」という。）第１１条第１項（同項第３号及び第４号に係る部分に限る。）又は要綱第１１条の２第１項（要綱第１１条第１項（同項第３号及び第４号に係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ，又はその例によることとされる場合を含む。）により，広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができる資格その他これに類する資格を取り消された者にあっては，当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

⑸　要綱第１１条の３第１項又は第２項（それぞれ要綱第１１条第１項（同項第３号及び第４号に係る部分に限る。）の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ，又はその例によることとされる場合を含む。）により，広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあっては，当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

⑹　資格審査の申請（入力）の時に広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

⑺　広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成１６年１２月１日施行）第４条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2　資格審査の申請手続

⑴　申請方法

資格審査の申請者は，インターネットを利用して広島市ホームページ（http://www.city.hiroshima.lg.jp/）の「電子入札・登録」から「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスし，「業者登録受付システム」により，申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し，送信した後，別記に掲げる書類１部を持参により提出すること。

⑵　申請期間，入力時間及び提出時間

ア　申請期間　公告の日から平成３１年３月３１日まで随時受け付ける。ただし，閉庁日を除く。

イ　入力時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

ウ　提出時間　午後１時から午後５時まで

なお，随時審査であるため，入札に間に合わないことがある。

⑶　提出場所

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎１５階）

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

ア　申請書類は，日本語で作成すること。なお，その他の書類で外国語で記載されているものは，日本語による翻訳文を付記し，又は添付すること。

イ　申請書類の金額表示は，出納官吏事務規程（昭和２２年大蔵省令第９５号）第１６条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し，記載すること。

ウ　申請書類に記名押印の必要がある場合において，外国人にあっては，署名をもってこれに代えることができる。

⑸　申請書提出後に更生手続開始決定者若しくは更生計画認可決定者又は再生手続開始決定者若しくは再生計画認可決定者となった場合の手続

申請書を提出後，資格の認定までに，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始若しくは更生計画認可の決定を受けた場合又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた場合は，要綱第５条第２項の規定に基づき，随時の審査を行う。

3　資格審査及び結果の通知

前記１に掲げる資格要件に適合しているかどうかについて，前記２の申請手続により提出された書類により審査する。

この結果は，登録のあったＥ－ｍａｉｌアドレス宛てに電子メールを送付することによって通知する。

4　資格の有効期間及び更新手続

⑴　有効期間

資格認定日の翌日から次の定期の資格確認申請の受付に係る競争入札参加資格の認定の日までとする。

⑵　更新手続

前記⑴の有効期間の更新を希望する者は，次の定期の資格確認申請の受付に係る資格審査の公告に基づき申請書類を提出すること。

別記

建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書類一覧

１　入札参加資格審査申請書（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷した申請受付内容を含む。）

２　使用印鑑届（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）

３　委任関係がある場合にあっては，委任状（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）

４　新規申請，振替口座の変更等の場合にあっては，口座振替依頼書（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）

５　法人にあっては法人登記の履歴事項全部証明書，個人にあっては身分証明書及び誓約書

６　印鑑登録証明書

７　広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

８　本市の区域内に事業所等がなく，広島市への納税義務がない場合にあっては，申立書（前記２⑴の「業者登録受付システム」により印刷するもの。）

９　技術者経歴書

10　営業に関し法令上必要とされる登録を受けている者であることの証明書等

11　法人にあっては申請（入力）する日の直前の事業年度終了の日の直前１年の事業年度の財務諸表，個人にあっては前年の青色申告書の貸借対照表及び損益計算書

12　本市の区域内に所在する営業所等の長が入札権限を有する場合にあっては，営業所等調書兼実態調査同意書

13　８２円分の切手（建設コンサルタント業務等に係る競争入札への参加を初めて希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）

備考

申請者が次に掲げる者である場合は，次に掲げる書類をもって別記の１１の書類に代えることができる（ただし，現況報告書が申請（入力）する日の直前１年の事業年度のものでないものを提出する場合は，別記の１１の書類が必要である。）。

１　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条に規定する登録簿に登録を受けている者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の副本（一式）の写し

２　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条に規定する登録簿に登録を受けている者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条に規定する現況報告書の副本（一式）の写し

３　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条に規定する登録簿に登録を受けている者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条に規定する現況報告書の副本（一式）の写し

４　測量業登録業者（測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の規定による登録を受けた者をいう。）

測量法第５５条の８の規定に基づく書類の写し（「表紙」，「営業経歴書」及び「財務に関する報告書」が必要）